

長崎県からの事務引継書



佐賀県は、明治4年7月の廃藩置県で誕生しましたが、その後、租税問題、地租改正、土地所有権問題、明治7年の佐賀の役と歴史に残る事件が続発したこともあり、明治9年に三潁県に合併され、さらに長崎県に統合されました。

長崎県時代は県庁も遠く、農・工・商が停滞したため、これを復興させようと佐賀復興運動が活発化し、原口良輔(佐賀米商会所初代理事長)らは観照院(佐賀市高木町)などに集まり復興の運動を始めました。

そして、明治16年に長崎県から分離独立し、現在の佐賀県が誕生しました。

その際の長崎県からの引継書類「長崎県引継書類」が書庫に保存されています。

明治11年以降の簿冊目録と明治6年から16年までの長崎県布達目録があり、1929冊、図面129枚、35袋、1巻を引き継いでいます。

当時の庁舎は、佐嘉城北堀端にあった変則中学校(藩校・弘道館を母体として開校)があてられています。

一 基肄郡々村圖	十四葉	一袋
一 三根郡々村圖	十一葉	一袋
一 神埼郡々村圖	四葉	一袋
一 小城郡々村圖	六十五葉	一袋
一 東江津郡々村圖	四葉	一袋
一 藤津郡々村圖	二十五葉	一袋
以上村誌附為り分		
一 佐賀市街々村圖	二葉	一袋
一 佐賀郡材圖	中寫圖	一袋
一 杵島郡各村一重一河邊圖	下河邊圖	三十七葉
一 藤津郡各村一重一河邊圖	下河邊圖	六十七葉
以上未著手郡村、附ハカ		
一 小城界里鄉圖	一葉	
合 十九百三拾冊 圖面百貳拾八枚 三十五袋 壹卷		
右之通引渡申候也		
明治十六年六月廿日 長崎縣令名田英吉		
佐賀縣令鏗田景弼殿		

明治十年 第一號
 長崎縣 官省 訓示 達指 令 望
 引 繼
 佐賀縣 文書係

石井甲寅二三六号

土木費区町村土木補助費區域決定

方之義伺

明治十三年五月申別紙甲号法制部回答之趣
 旨ヲ以土木費所属区分之義ハ府縣會ニ於テ議
 定スベキ旨府縣ニ指令及来候処石川縣會於
 於テハ右区分ハ縣令之ヲ定ムベキモト認メ然レト縣
 會ト法律之見解ヲ異ニセシトスル場合ニ到リ別紙
 乙号ノ通伺出有之右ハ法律ノ說明ニ係ルヲ以テ更
 ニ當省ヨリ參事院ニ賃問ヲ遂候処別紙丙号
 ノ通伺若有之然レニ地方税規則第三條土木費
 並ニ区町村土木補助費ノ二項ハ法制部說明ノ當

時ハ其成文ヲ異ニスルト雖固ヨリ土木費所属区分
 定メ方ニ於テ同一ノ精神ヲ有之ベキハ畢竟右区分
 方法律上明文之ナキヨリ前後一途ニ出ガレ義ニ
 可有之彼是疑貳相生ニ執行上差支候間至
 急決障一定之御裁定相成度以段相伺候也
 明治十三年九月廿六日
 内務卿山田顯義代理
 參事院議長長山縣有明印

太政大臣三條實美殿

伺、茲土木費所属區域ヲ定ムルハ府縣會之ヲ議定ス
 少權無之儀ト可相心得事

但府知事縣令ニ於テ之ヲ諮問スル如キハ其便宜ニ依ル
 明治十三年十二月十一日

追申奉人共身分及用ラモ係違可仕不共也
路ノ取ル時カラ要シ共ヨリ 書取以テ違進
候ニヨリ多也

上申之趣 銀行條例第十
八條ノ趣ニ有之ル事ノ願意
ハ 銀行ノ業務ニ於テハ 銀行
ノ利益ノ爲メニ 銀行ノ業務
ノ進進ニ努ムル事トシテ 銀行
ノ業務ノ進進ニ努ムル事トシテ
銀行ノ業務ノ進進ニ努ムル事トシテ
銀行ノ業務ノ進進ニ努ムル事トシテ

本蔵根伊藤博文



長崎縣

長崎縣 八七四番
土三三二番

三十一日

其縣士族諸君 銀行條例第十
八條ノ趣ニ有之ル事ノ願意
ハ 銀行ノ業務ニ於テハ 銀行
ノ利益ノ爲メニ 銀行ノ業務
ノ進進ニ努ムル事トシテ 銀行
ノ業務ノ進進ニ努ムル事トシテ
銀行ノ業務ノ進進ニ努ムル事トシテ
銀行ノ業務ノ進進ニ努ムル事トシテ

大蔵大臣 伊藤博文



大蔵省